

## 産業労働局に寄せられた都民の声（平成 30 年 5 月分）

### ◆受付件数と区分

（単位：件）

提言	意見	苦情	要望	問合せ	相談	その他	合計
0	4	0	3	2	0	0	9

### ◆寄せられた都民の声と都の対応事例

#### ▶（都民の声）

貸金業の事業者登録にあたって、ホームページ上で案内があるもの以外で作成が必要な書類等はあるか。

（説明）

この度は貸金業の登録申請についてお問い合わせいただき、誠にありがとうございます。

作成いただく書類につきましては、ご確認いただいた産業労働局ホームページにてご案内させていただいております。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/sinsei/kinyu/kashikin/>

その他、記入事項等でご不明な点や手続きに係るご質問等がございましたら、以下の担当において、電話または直接窓口にてご対応させていただきますので、ご連絡ください。

○ 産業労働局 金融部 貸金業対策課 貸金業登録担当

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1

都庁第一本庁舎 24 階北側

TEL 03-5320-4774（直通）（受付時間 9:00～17:00／月～金）

### <上記区分の定義>

提言： 施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見： 施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情： 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望： 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

問合せ： 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

相談： 困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

その他： 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。